

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

株式会社マイクロテック
松本事業所

労働者派遣法第23条第5項の定めに従い、当事業所における労働者派遣の実績、派遣労働者数、派遣先数、派遣料金等の事業運営の状況に関する情報を以下の通りお知らせいたします。

対象期間:2023年4月1日～2024年3月31日

派遣労働者の数	17名
派遣先の数	7社
派遣料金の平均額(A)	1日8時間あたり 34,901円
派遣社員賃金の平均額(B)	1日8時間あたり 16,309円
マージン率	53.2% 【計算式】(A-B)÷A
教育訓練に関する事項	採用時 安全衛生、マナー研修 情報セキュリティ教育 基礎技術の訓練 年次 高度な技術研修 情報セキュリティ教育 リーダー研修
キャリア・コンサルティング担当者	次長 上治 寛和 連絡先:0263-59-1020
その他の事項(福利厚生等)	社会保険、雇用保険加入、交通費支給
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	・労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2025年3月31日) ・協定労働者の範囲:ソフトウェア作成の業務に従事する従業員

2024年6月1日
株式会社マイクロテック
管理本部業務部